



チェルノブイリ原子力発電所事故により放射性物質で汚染された地域の法制度に関する
ウクライナ国家法

(ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国最高会議公報, 1991年, 第16号, 第198条)

{1991年2月28日付最高会議決定第795-XII(759-12)号(最高会議公報, 1991年, 第16号, 第199条)により発効}

{以下に基づく改正を含む。}

1991年12月17日付法律第1991-XII(1991-12)号(最高会議公報, 1992年, 第13号, 第177条)

1992年7月1日付法律第2530-XII(2530-12)号(最高会議公報, 1992年, 第37号, 第541条)

1992年12月26日付法令第12-92号(最高会議公報, 1993年, 第10号, 第76条)

1995年4月28日付法律第157/95-VR号(最高会議公報, 1995年, 第19号, 第136条)

1995年12月22日付法律第498/95-VR号(最高会議公報, 1996年, 第3号, 第11条)

1996年12月17日付法律第608/96-VR号(最高会議公報, 1997年, 第8号, 第62条)

1997年4月4日付法律第182/97-VR号(最高会議公報, 1997年, 第20号, 第145条)

2004年12月23日付法律第2285-IV(2285-15)号(最高会議公報, 2005年, 第7-8号, 第162条)

2005年3月25日付法律第2505-IV(2505-15)号(最高会議公報, 2005年, 第17号, 第18-19号, 第267条)

2008年4月10日付法律第259－VI(259－17)号(最高会議公報, 2008年, 第24号, 第23条)

2009年6月25日付法律第1566－VI(1566－17)号(最高会議公報, 2009年, 第51号, 第759条)}

{本法律の公式解釈については, 2009年10月6日付憲法裁判所判決第24－rp/2009(v024p710－09)号を参照のこと}

{本法律本文において, 「ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国」という語句は「ウクライナ」と言う語に変更, 「ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国閣僚会議」, 「ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国閣僚会議による」, 「ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国閣僚会議に対し」という語句は, それぞれ「ウクライナ閣僚会議」, 「ウクライナ閣僚会議による」, 「ウクライナ閣僚会議に対し」と言う語句に変更し, チェルノブイリ原子力発電所事故により被災した人々の保護に関するウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国国家委員会への言及は, 1991年12月17日付法律第1991－12号に基づき, ウクライナ・チェルノブイリ原子力発電所事故被災住民保護省への言及に変更する}

{本法律本文において, 「ウクライナ・チェルノブイリ原子力発電所事故被災住民保護省」, 「ウクライナ農業省」, 「ウクライナ環境保護省」, 「ウクライナ国家標準化, 度量衡及び製品品質委員会」という語句は, 全ての格において, 1997年4月4日付法律第182/97－VRに基づき, 「ウクライナ非常事態省」, 「ウクライナ農業政策・食料省」, 「ウクライナ環境保護省」, 「ウクライナ国家標準化, 度量衡及び認証委員会」という語句に変更する}

チェルノブイリ原子力発電所事故は, ウクライナの広範な地域において, 人々の健康及び自然環境に対し, 放射性物質による極めて危険な状況を生み出した。ウクライナは, 環境災害区域と宣言された。かかる災害の被害対策は, 放射性物質による汚染度の異なる地域の法制度の法的な定義及びその法制度の確保を目的とする施策次第である。本法律は, 地域の然るべき区域への区分に関する問題, その利用及び保護制度, 住民の居住及び活動条件, かかる区域における経済, 科学研究及びその他の活動を定めるものである。本法律は, 人の健康及び環境システムに対する放射線による影響を削減することを目的として, かかる地域の利用及び保護制度の確保を定め, 保障する。

{本前文は, 1991年12月17日付法律第1991－12号による}

第I章

一般規定

第1条 チェルノブイリ原子力発電所事故により放射性物質で汚染された地域の定義

ウクライナ領内において、チェルノブイリ原子力発電所事故により放射性物質で汚染された地域とされるのは、事故前のレベルを超える、放射性物質による環境の持続性汚染が生じた地域にして、個別地域の自然気候及び複合的環境特性を考慮に入れて、住民に年1.0ミリシーベルト(0.1レム)超の被曝をもたらし、チェルノブイリ原子力発電所事故による住民の追加的被曝を防ぎ、その通常の経済活動を確保することを目的とする住民の放射線防護及びその他の特別な措置を必要とする地域である。

第2条 放射性物質により汚染された地域の区分の定義

地表と土壌の地質化学的特性、当該環境における放射性核種の事故前の自然蓄積レベルを超える量、及び、これらに関連して、公衆衛生に対して起こりうる悪影響の程度、放射線防護と他の特別な措置に対する要請に従い、一般的な産業、社会、そして家庭の状況を考慮に入れ、チェルノブイリ原子力発電所事故により被害を被った地域を区分する

{第2条第1項は、1991年12月17日付法律第1991-12号による}

これらは、

- 1) 立ち入り禁止区域:1986年に住民の避難が実施された地域
- 2) 無条件(強制)移住区域:半減期の長い放射性物質により強度に汚染され、セシウムによる土壌汚染濃度が事故前のレベルを1平方キロメートルあたり15.0キュリー以上、あるいはストロンチウムで同3.0キュリー以上、あるいはプルトニウムで同0.1キュリー以上越えて汚染された区域で、放射性物質の植物への移動や他の要素を考慮し算定した実効線量当量が、事故前のレベルを年5.0ミリシーベルト(0.5レム)を超える地域
- 3) 保証された自発的移住区域:セシウムによる土壌汚染濃度が事故前のレベルを1平方キロメートルあたり5.0から15.0キュリー、あるいはストロンチウムにより同0.15~3.0キュリー、あるいはプルトニウムにより同0.01~0.1キュリー超えて汚染された区域で、放射性物質の植物への移動や他の要素を考慮し算定した実効線量当量が、事故前のレベルを年1.0ミリシーベルト(0.1レム)を超える地域
- 4) 放射線モニタリング強化区域:セシウムによる土壌汚染濃度が事故前のレベルを1平方キロメートルあたり1.0から5.0キュリー、あるいはストロンチウムで同0.02から0.15キ

キュリー,あるいはプルトニウムで同0.005から~0.01キュリーを超えて汚染された区域で,放射性物質の植物への移動や他の要素を考慮し算定した実効線量当量が,事故前のレベルを年0.5ミリシーベルト(0.05レム)を超える地域

{第2条第2項は,1992年7月1日付法律第2530-12号による}

放射性核種による追加的な土壌汚染基準については,ウクライナ国家放射線防護委員会が策定し,ウクライナ最高会議の承認によって制定される。

{第2条第3項は,1997年4月4日付法律第182/97-VR号に基づき改正を含む}

区域の区分基準についてはウクライナ国家放射線防護委員会により制定される。

{第2条第4項は,1992年7月1日付法律第2530-12号による}

区域の境界は,州議会の要請に基づき,ウクライナ放射線防護委員会,ウクライナ科学アカデミー,ウクライナ保健省,ウクライナ非常事態省,ウクライナ農業政策・食料省,ウクライナ環境保護省,の専門家の結論に基づいてウクライナ閣僚会議により設定,再検討され,ウクライナ最高会議により,承認される。

{第2条第5項は,1991年12月17日付法律第1991-12号による。1997年4月4日付法律182/97-VR号,2008年4月10日付法律第259-VI(259-17)号により改正を含む}

放射性物質で汚染された区域に区分された居住地のリスト,及び住民の予想被曝量を付した毎年の放射線モニタリングのデータは,2009年から3年に1回,ウクライナ閣僚会議により公表される。

{第2条本項は,2008年4月10日付法律第259-VI(259-17)号に基づき追加された}

汚染区域の地図,かかる区域に区分された居住地のリスト,及び住民の予想被曝量を付した毎年の放射線モニタリングの公式データは,全国及び地方のマスコミ印刷媒体において3年に1回,公表され,全国及び地方の関連行政機関において保存される。

{第2条本項は,1991年12月17日付法律第1991-12号,2008年4月10日付第259-VI(259-17)号による}

第3条 放射線による危険地域の定義

放射線による危険地域とは,今後の住民の居住,共和国及び国際的な核物質含有許可レベルに適合した農産品及びその他の製品,食品の生産が不可能である,あるいは,環境条件によりその利用がふさわしくない地域である。

本条文に定義された地域には、本法律第2条第1項及び第2項に指定された地域が属する。

第4条 放射性物質で汚染された地域の定義

放射性物質で汚染された地域とは、チェルノブイリ原子力発電所事故による住民の追加的被曝を削減し、その通常の経済活動を確保することを目的とする放射線防護及びその他の特別な介入措置を必要とする地域である。

本条文に定義された地域には、本法律第2条第3項及び第4項に指定された地域が属する。

第5条 チェルノブイリ原子力発電所事故による放射性物質で汚染された区域に関するウクライナの権限

ウクライナは、チェルノブイリ原子力発電所事故による放射性物質で汚染された区域の法制度を定義し、諸外国、国際機関と活動実施に関する条約を締結する。

{第5条第1項は、1991年12月17日付法律第1991-12号による}

ウクライナ閣僚会議は、立ち入り禁止区域におけるすべての経済国際活動を決定する。

同区域における活動の調整は、ウクライナ非常事態省が行う。

第6条 放射性物質で汚染された区域における活動のための資金調達

チェルノブイリ原子力発電所事故の影響克服に向けた活動のための資金調達は、ウクライナ国家予算、またその他の財源を用いて行われる。

{第6条第1項は、1991年12月17日付法律第1991-12号による}

かかる目的により、ウクライナの銀行システムにおいて、「チェルノブイリ」信託銀行を設立する。

資金の管理は、ウクライナ閣僚会議が行う。活動の計画策定、経済・技術的保障、財政支出規模、及び立ち入り禁止区域における作業の労働対価の支払い条件は、省庁の管轄及びチェルノブイリ原子力発電所事故の影響克服及びチェルノブイリ原子力発電所閉鎖に関する作業に従事する企業、機関、組織の所有形態に関わらず、ウクライナ非常事態省の提案を受けて、ウクライナ閣僚会議により決定される。

{第6条第3項は、1992年7月1日付法律第2530-12号による}

第7条 保証された自発的移住区域及び放射線モニタリング強化区域における経済活動の確保

{第7条第1項は、2005年3月25日付法律第2505-IV(2505-15)号に基づき削除された}

放射性物質により汚染された区域外に居住する国民が所有する、保証された自発的移住区域及び放射線モニタリング強化区域内の土地区画及び建物は、課税の対象とされない。

{第7条第3項は、2005年3月25日付法律第2505-IV(2505-15)号に基づき削除された}

{第7条は、1991年12月17日付法律第1991-12号による}

第8条 立ち入り禁止区域及び全住民の移住後の無条件(強制)移住区域の管理

立ち入り禁止区域、及び無条件(強制)移住区域に指定された居住地からの全住民の移住後の無条件(強制)移住区域の管理、並びにかかる当該区域における議会の活動停止は、ウクライナ非常事態省の特別部門である法人格を有する区域管理当局が行う。

{第8条第1項は、1997年4月4日付法律第182/97-VR号による改正を含む}

区域管理当局は、立ち入り禁止区域及び無条件(強制)移住区域における全ての措置の実施につき組織と調整を行い、その財政支出、治安保護、国家の科学的及び経済的利益の保護に関する事項を決定し、当該区域で作業にあたる作業員の健康保護を目的として、安全な作業条件の整備及び作業員の被曝レベル低下に向けた措置を実施し、原子力安全規程、放射性廃棄物運搬規程の遵守を確保し、更に、当該区域における環境状態に関し、住民に対し速やかで完全、かつ客観的な情報提供を行う責任を負う。

無条件(強制)移住区域に指定された居住地からの全住民の移住後の無条件(強制)移住区域におけるあらゆる措置のより効果的な実施のため、区域管理当局は、要すれば、現場において、下部部門を設置することが出来る。当該区域に位置する、あるいは当該区域における作業に従事する全ての企業、機関及び組織は、その所有形態及び組織・法的形態にかかわらず、区域管理当局の決定を実施する義務を負う。

{第8条は、1991年12月17日付法律第1991-12号、1992年7月1日付第2530-12号に基づく改正を含み、1995年4月28日付法律第157/95-VR号による}

第9条 無条件(強制)移住区域に指定された居住地からの全住民の移住前の無条件(強制)移住区域及び保証された自発的移住区域の管理

無条件(強制)移住区域に指定された居住地からの全住民の移住前の無条件(強制)移住区域の管理及び保証された自発的移住区域の管理は、州議会により行われる。

{第9条は、1995年4月28日付法律第157/95-VR号による、1997年4月4日付法律第182/97-VR号に基づく改正を含む}

{第9条規定の公式解釈は、2009年10月6日付憲法裁判所判決第24-rp/2009(v024p710-09)号を参照のこと}

第10条 地域の放射能状況に関する住民への情報提供

ウクライナ閣僚会議は、地域の放射能状況に関し、住民に対する必要な情報の提供を行う。

第11条 チェルノブイリ原子力発電所事故に関する科学研究の成果に対する所有権

放射性物質により汚染された区域において得られた全ての科学的情報及び科学研究の成果は、ウクライナの所有であり、ウクライナ閣僚会議の許可がある場合に限り、利用することが出来る。

第II章

立ち入り禁止区域および無条件(強制)移住区域に関する法体制

第12条 立ち入り禁止区域および無条件(強制)移住区域において禁止されている活動

立ち入り禁止区域及び無条件(強制)移住区域においては、経済活動を禁止し、隣接区域とは境界により分離され、放射能による危険区域として分類される。

以下の活動は、立ち入り禁止区域及び無条件(強制)移住区域においては禁止される。

－恒常的に居住すること

－ウクライナ非常事態省の特別な許可無く商品を生産すること {第12条第2項第3段落は、1992年7月1日付法律第2503－12号による}

－許可無く区域内に滞在すること、また、本人の同意無く労働させること {第12条第2項第4段落は、1997年4月4日付法律第182／97－VR号に基づく改正を含む}

－科学的目的のための試料を除いて、ウクライナ非常事態省の特別の許可無く、区域内から土壌、粘土、砂、泥炭、木材を持ち出し(運び去る)ことや、植物性飼料、薬草、キノコ類、ベリー類及び他の森林の副産物を運び出すこと {第12条第2項第5段落は、1991年12月17日付法律第1991－12号に基づく改正を含む}

－ウクライナ非常事態省の特別の許可無く、建設物資や構造物、機械類や機器、家庭用品等を持ち出したり運び出したりすること

－ウクライナ非常事態省の特別の許可無く、農林産物の生産や他の活動を実施したり、建設(国家にとって重要な放射性廃棄物処理のための原子力関連設備や施設を含む)を実施したりすること {第12条第2項第7段落は、1992年7月1日付法律第2530－12号による。2009年6月25日付法律第1566－VI(1566－17)号に基づく改正を含む}

－放牧、生息する野生動物に対する妨害、スポーツ及び商業的な狩猟や漁業

－動物を追い立てたり、材木を漂流させたりすること。区域内への立ち入り及び立ち去りは、人と車両の義務的な放射線量管理を伴う特別な許可がある場合になされる。あらゆる種類の輸送は、区域管理当局によって発行された特別な許可がある場合に許される {第12条第2項第9段落は、1995年4月28日付法律第157／95－VR号による}

－放射線安全管理体制を確保できないその他の活動

－電離放射線源に接して働くことに対する医学的禁忌を有する人や、チェルノブイリ原発事故の処理作業に従事したことにより障害を有している者も、職業病に罹患しているため滞在出来ない {第12条第2項は、1995年4月28日付法律第157／95－VR号に基づき第11段落が追加された}

本条項の適用手続きについてはウクライナ閣僚会議により決定される。

{第12条は、1991年12月17日付法律第1991－12号に基づき第3項が追加された}

第13条 立ち入り禁止区域及び無条件(強制)移住区域における義務的活動

立ち入り禁止区域及び無条件(強制)移住区域においては、特別な部隊により、以下に関する義務的措置が取られる。

- －区域内からの放射性核種の持ち出しと環境汚染の防止
- －環境状態の監視及び医学的・生物的監視
- －地域における衛生上、消防安全に関する状態の維持
- －放射性核種が地域内にとどまるよう確保する手法の利用

あらゆる活動は、積算された放射線被曝量の総計にかかる制限及び従事者の数の制限に従い実施されなければならない。

第14条 立ち入り禁止区域及び無条件(強制)移住区域の保護

施行中の法律に基づき、立ち入り禁止区域及び無条件(強制)移住区域は、厳しい環境管理体制及び安全、自然、あるいは、歴史や民族文化的記念碑の保護下にある。

ウクライナ内務省の特別機関は、立ち入り禁止区域及び無条件(強制)移住区域内の治安、消防上の安全を守り、区域へ入域及び区域からの立ち退きの際の許可手続きを管理する。

立ち入り禁止区域におけるこれらの措置の履行については、立ち入り禁止区域の管理当局により、無条件(強制)移住区域においては各々の地方議会により管理される。

{第14条第3項は、1997年4月4日付法律第182/97-VR号に基づく改正を含む}

第Ⅲ章

保証された自発的移住区域(以下、GVR)に関する法体制

第15条 GVRの土地の利用

GVRに位置する土地の一面は、放射能により汚染されていると考えられ、ウクライナ閣僚会議の決定に従って利用される。もし、経済的・環境的条件により、これらの土地を今後利用することが出来なければ、放射能による危険区域に含有されることとなる。

第16条 GVRにおいて禁止されている活動

以下の活動はGVRにおいて、禁止される。

- －住民に対する放射線防護，社会的保護の提供及び，生活・就業環境を提供に直接関連していない新規企業の設立や，既存の企業の拡張
- －放射能の状況を悪化させるあらゆる活動
- －放射線安全基準に合致しない自然の利用
- －ウクライナ閣僚会議関連機関の特別な許可を得ないで農薬や除草剤を使用すること
- －健康状態を悪化させる可能性のある作業に学校の生徒や大学生に従事させること

第17条GVR における罹病リスク削減のための措置

GVRにおける，住民の罹病リスク削減及び放射線被曝量の削減の目的のために，以下が国により保障される

- －人々の区域内からの自発的な移住
- －製造業者の環境にやさしい製品製造業者への転換
- －土壌，水，大気，食物，原料物質，住居や製造施設の持続的な線量管理，及び医学生物学的，そして放射線生態学的監視
- －全住民に対して年一回の複合的臨床検査を実施し，病気の早期予防を提供すること
- －人々に対して，放射線防護能力を有すもの，放射性核種の体内からの排出を促進するものを含む，必要な量の薬品一式，飲用水，汚染されていない食料品を提供すること
- －適切な場合における，特殊な部隊による地域の除染
- －逐次の居住地全体のガス化やアスファルトやコンクリートで舗装した道路の建設

－上記区域の居住者に対し、ウクライナ国家法(第796-12号)「チェルノブイリ原子力発電所事故により被災した人々の地位と社会的保護に関する法律」や他の施行法令に規定されている手当と補償を提供すること

第IV章

強化された放射能管理区域(ERC)の法制度

第18条 ERCにおいて禁止されている活動

以下の活動は、ERCにおいて、禁止される。

－行楽地、サマー・キャンプ、レクリエーション基地や施設、また、公衆衛生や環境に対して悪影響を与える新規企業の建設 {第18条第2段落は、1995年4月28日付法律第157/95-VR号に基づく改正を含む}

－放射能の状況を悪化させるあらゆる活動

－放射線安全基準に合致しない自然の利用

－ウクライナ閣僚会議の関連機関の特別な許可無しでの農薬や除草剤の使用

－健康状態を悪化させる可能性のある作業に学校の生徒や大学生に従事させること

第19条 ERCにおける罹病リスク削減のための措置

ERCにおける、住民の罹病リスク削減及び放射線被曝量の削減の目的のために、以下が国により保障される。

－製造業者の環境にやさしい製造業者への転換

－土壌、水、大気、食物、原料物質、住居や製造施設の持続的な線量管理、及び医学生物学的、そして放射線生態学的監視

－住民に対する年一回の複合的臨床検査を実施し、病気の早期予防を提供すること

－人々に対して、放射線防護能力を有すもの、放射性核種の体内からの排出を促進するものを含む、必要な量の薬品一式、飲用水、汚染されていない食料品を提供すること

－適切な場合における、特殊な部隊による地域の除染

－移住先全体のガス化やアスファルトやコンクリートで舗装した道路の建設

一上記区域の居住者に対し、ウクライナ国家法(第796-12号)「チェルノブイリ原子力発電所事故により被災した人々の地位と社会的保護に関する法律」や他の施行法令に規定されている手当と補償を提供すること

第V章

チェルノブイリ原子力発電所事故により放射性物質で汚染された区域における法制度の維持管理

第20条 チェルノブイリ原子力発電所事故により放射性物質で汚染された区域における法制度維持に対する国家管理

放射性物質で汚染された区域における法制度維持の国家管理は、州議会、その執行・管理機関、またウクライナ法制により定められた手順に準拠して委任された国家機関により行われる。

{第20条第1項は、1997年4月4日付法律第182/97-VR号に基づく改正を含む}

立ち入り禁止区域の法制度維持の国家管理に関して責任を負う機関は、ウクライナ非常事態省である。

第21条 チェルノブイリ原子力発電所事故により放射性物質で汚染された区域における放射線モニタリングを実施する機関

住民の放射線被曝量総計の予測評価、また放射能安全基準遵守の管理は、ウクライナ保健省により行われる。

放射性物質で汚染された区域における放射線の状況の全体評価、当該地域の放射線環境モニタリング、放射線の状況定義に関する作業の手法管理及び調整は、ウクライナ非常事態省により行われる。

放射性物質による汚染度の放射線モニタリングは、農地に関してはウクライナ農業政策・食料省が、水産資源に関してはウクライナ国家水産委員会が、地下水及び鉱物に関してはウクライナ国家地学鉱床利用委員会が、居住区域における大気に関してはウクライナ国家気象委員会が、それぞれ行う。

{第21条第3項は、1991年12月17日付法律第1991-12号による}

農産品及び食品の放射性物質による汚染度の放射線モニタリングは、ウクライナ農業政策・食料省及びウクライナ保健省が行う。

{第21条第4項は、91年12月17日付法律第1991-12号に基づく改正を含む}

鉄道、船舶、航空機及び自動車、その部品の放射性物質による汚染度の放射線モニタリング、立ち入り禁止区域及び無条件(強制)移住区域からの移動に対する許可付与に関する事項の決定は、要すれば、ウクライナ内務省の然るべき部局の参加も得て、上記交通機関を管轄する省庁が行う。

住民の移住が規定されている、放射性物質で汚染された区域からの運び出される家庭用品及び生活用品、作業機器及び建材の放射線モニタリングに関しては国家衛生管理機関及びウクライナ非常事態省の関連部局が、家畜の放射線モニタリングに関しては国家獣医学管理機関が行う。

{第21条第6項は、1997年4月4日付法律第182/97-VR号に基づく改正を含む}

放射線モニタリングを行う省庁部局のデータの信頼性及び客観性の管理は、その管轄に関わらず、ウクライナ保健省の国家衛生管理局が、度量衡的管理はウクライナ国家標準化、度量衡及び認証委員会が行う。

{第21条第7項は、1991年12月17日付法律第1991-12号に基づく改正を含む}

製品の放射性物質による汚染度の各部門における放射線モニタリングは、その製品を生産する企業、組織により行われる。

第VI章

チェルノブイリ原子力事故により放射性物質で汚染された区域における法制度違反に対する責任

第22条 放射性物質で汚染された区域における法制度違反に対する責任

本法律により定められる、放射性物質で汚染された地域における法制度の違反及び本分野において管理を行う国家機関による命令を実行しなかった者は、

-法制で定められた刑事責任、行政責任、財産的責任あるいはその他の責任を負う。

本法律により定められる、放射性物質で汚染された地域における制度が遵守されなかったことにより、国民、企業、施設及び組織に物的損害を生じさせた者は、施行法令に基づき、被害者に与えた損害を弁償する責を負う。

ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国最高会議議長

L. クラフチューク

キエフ市, 1991年2月27日

第791—XII 号

(本テキストは、ウクライナ最高会議府、コンピューターシステム担当庁、法令情報データベース部により準備された。)

ウクライナ最高会議事務局、コンピューターシステム担当庁 © 1996-2011